

中勢用水 だより

第56号

2025.8

“限りある資源を大切に”

深緑の安濃ダム

目 次

あいさつ（理事長、県部長）… 1－2

総務課発信

令和6年度臨時総代会開催 …… 3
第54回通常総代会開催 …… 3
令和7年度事業計画 …… 3－4
令和5年度決算・令和7年度予算 …… 5
令和7年度賦課金、農地転用について …… 6
中勢用水土地改良区功労者表彰 …… 7
新総代紹介、新役員就任 …… 7－8

施設管理課発信

令和7年度用水管理状況について… 9
令和6年度維持管理施設の
整備補修等について …… 9－10

企画工務課発信

小学校への出前授業 …… 10
農林水産省OBと草刈り作業 …… 10

令和6年度

中勢用水小水力発電所実績 …… 10

課外発信

安濃ダム放流のお知らせ
お知らせ

理 事 長 挨拶



田村 宗博

中勢用水土地改良区理事長

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当土地改良区の運営並びに業務の推進に、深いご理解と格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は総代、理事の改選があり、新しく選任されました皆様には今後ともより一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。また、退任をされました皆様におかれましては、長年のご尽力に対しまして心から感謝申し上げます。

今年のかんがい状況ですが、昨年8月末の台風により年末までの安濃ダムはほぼ満水に近い状況でしたが、年明けからの降雨が少なく貯水率は90%でかんがい期を迎えました。4月に入ってから雨は少なく気を揉んでいましたが、5月からは適度な降雨に恵まれ通常給水を行うことができました。今後も、引き続き気を引き締めて適切な水管理を行って参りますが、取水量には限りがありますので組合員の皆様におかれましても、より一層の効率的な水利用にご協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、当改良区の最大の課題は安濃ダムの堆砂対策でございますが、現在、農林水産省において事業化に向けた詳細な地区調査を実施していただいております。この堆砂対策に加えて、この地域に必要なことを国営事業として一日も早く実施していただけるよう、関係する皆様のお力添えをいただきながら、当土地改良区も努力してまいりたいと考えていますので組合員の皆様にはご協力のほどお願いいたします。

また、高野尾周辺の畑地帯へのかんがい工事、本年度から本格給水が始まり、当地域でも多様な畑作が展開され、津市の農業振興につながればと期待しております。加えて、施設の長寿命化を図るための更新事業も順次工事を拡大していただき、大変感謝しております。組合員の皆様におかれましても円滑に工事が推進できますようご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

あと、小水力発電の状況ですが、令和6年度は適度な降雨に恵まれ、過去最高となる3,600万円程の売電実績となりました。改良区が管理する施設の維持管理費の軽減につながると共に、カーボンニュートラルにも貢献できるよう発電施設の安定した稼働に努めてまいりたいと考えています。

最後になりましたが、役職員一丸となりより良い改良区運営を行い、土地改良区の使命達成に向け努力してまいりたいと考えていますので、組合員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

挨拶



枡屋 典子

三重県農林水産部長

中勢用水土地改良区の組合員の皆さまにおかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本県農政、とりわけ農業農村整備の推進に多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月より農林水産部長を拝命しました枡屋典子でございます。

微力ではございますが、農林水産業の発展に全力を尽くす所存でございますので、一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、国においては、「食料・農業・農村基本法」の改正法が令和6年6月5日に施行され、農業生産基盤の「保全」に必要な施策を講じることが明記されました。これを受けて、農業水利施設の老朽化や農村人口の減少、気候変動による災害リスクの増大等に的確に対応できるよう、「土地改良法」の改正法が令和7年4月1日に施行されました。

この改正法では、基幹的な農業水利施設の計画的な更新や、地域の農業水利施設等の保全に関する措置のほか、防災・減災、国土強靱化、スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備、土地改良区の体制及び運営並びに土地改良事業の適正な実施に関する措置が定められました。

県におきましても、国の農業政策をめぐる動きを注視しながら、現在、三重県農業農村整備計画の見直しを進めているところです。このなかでは、農地の大区画化等のスマート技術に対応した生産基盤の整備、効率的な営農の実現に向けたパイプライン化等に取り組むとともに、農業水利施設が適切に機能を発揮できるよう、地域の関係者と連携して施設の保全対策を進めることとしています。また、農業用ため池や排水機場の豪雨対策および耐震化・長寿命化等の整備とともに、農地や農業用ため池、排水機場等を活用した流域治水の取組を推進することとしています。

さらに、農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた地域の共同活動や営農活動を支援するとともに、組織の共同活動が持続的に行えるよう、組織間の連携促進等、組織の体制強化に取り組むこととしており、農業生産を支える地域に応じた基盤整備と地域資源活用につながる活性化施設整備を一体的に推進してまいります。

安濃ダムにつきましては、近年の台風等により、大量の土砂が堆砂したことで低下した貯水能力の機能回復など、総合的な対策を着実に進めるため、国が事業主体となり、国営土地改良事業「伊勢平野中央地区」の地区調査が令和3年度から実施されています。県としましては、引き続き、国と連携しながら早期の事業化に向け取り組んでまいります。また、安濃ダム下流域における用水の安定供給と生産性の向上を図るため、県が事業主体となり高度水利機能確保基盤整備事業に取り組むとともに、末端の農業水利施設の安定的な機能発揮に向け、国や関係機関と連携しながら、基幹農業水利施設ストックマネジメント事業を進めています。

今後も皆さまにおかれましては、こうした取組の実施に向けたご理解、ご協力をいただきますとともに、引き続きご支援のほど、よろしくお願いいたします。

結びに、中勢用水土地改良区の益々のご発展と組合員の皆さまのより一層のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

令和6年度臨時総代会開催

(令和6年9月27日)

- 第1号議案 令和5年度事業報告の承認について
- 第2号議案 令和5年度公益事業会計収支決算の承認について
- 第3号議案 令和5年度収益事業会計収支決算の承認について
- 第4号議案 令和5年度会計財務諸表総括及び財産目録の承認について
 - 独立監査人の監査報告
 - 監事会の監査報告
- 第5号議案 令和6年度公益事業会計補正収支予算の議決について
- 第6号議案 令和6年度収益事業会計補正収支予算の議決について
 - 負担金徴収委員会報告
 - 用水管理委員会報告
- 第7号議案 定款の一部改正について（特別決議）
- 第8号議案 定款附属書役員選任規程の一部改正について（特別決議）
- 第9号議案 維持管理計画書の一部改正について（特別決議）
- 第10号議案 第一、第二、三泗頭首工及び安東集水暗渠管理規程の一部改正について（特別決議）
- 第11号議案 役員の選任について
 - 推薦会議報告



第54回通常総代会開催

(令和7年3月17日)

- 第1号議案 令和2年度施行水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）に係る工事費と債務負担行為の第2回変更について
- 第2号議案 令和6年度公益事業会計第2回補正収支予算の議決について
- 第3号議案 令和6年度収益事業会計第2回補正収支予算の議決について
 - 令和6年度上期監査報告
- 第4号議案 賦課金等の不納欠損処分について
 - 負担金徴収委員会答申
- 第5号議案 令和7年度事業計画の議決について
 - 用水管理委員会答申
- 第6号議案 令和7年度歳計現金の預入先金融機関の議決について
- 第7号議案 令和7年度賦課金の額、賦課徴収の時期及び方法の議決について
- 第8号議案 令和7年度負担金の額及び請求の時期の議決について
- 第9号議案 令和7年度農地転用等地区除外決済金の額及び決済の時期について
- 第10号議案 令和7年度公益事業会計収支予算の議決について
- 第11号議案 令和7年度収益事業会計収支予算の議決について
- 第12号議案 規約の一部改正について



令和7年度事業計画

本土地改良区は、定款及び諸規程の定めるところに従いその目的を達成するため、令和7年度において次の事業を実施する。

1 会議の開催

- | | | |
|---------|----------|-----------------------|
| (1) 総代会 | 通常総代会 | 令和8年3月 |
| | 臨時総代会 | (必要に応じ開催する) |
| (2) 役員会 | 理事会 | 定期2回（その他必要に応じ開催） |
| | 監事会 | 定期2回（その他必要に応じ開催） |
| | 代表理事会 | 定期2回（その他必要に応じ開催） |
| | 負担金徴収委員会 | 定期1回（その他必要に応じ開催） |
| | 用水管理委員会 | 定期1回（その他渇水対策等必要に応じ開催） |

2 国営事業実施に対する協力

地区調査「伊勢平野中央地区」の実施に伴う協力。

3 県営事業実施に対する協力

安濃ダム県管理事業

水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）（高野尾花木の里地区）

水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）（中勢用水1期地区、中勢用水2期地区）

4 関係機関の連携強化と提案活動

施設維持管理上発生する諸問題を解決するため、関係機関との連携を密にして国、県及び市に提案等を行う。

5 広報活動の充実

ホームページに「中勢用水だより」を掲載（希望者には印刷版を送付）及びダム貯水量など組合員に有効な情報を掲載するとともに広報活動に努める。

6 地域及び社会への貢献

三重大学生物資源学部との共催で農業や農業用水にかかる出前授業を管内の小学生に行い、地域及び社会への貢献を図る。

7 農業用施設の老朽化対策の啓発

ほ場内の施設の老朽化対策として、農地中間管理機構関連農地整備事業などについて関係機関とともに啓発を図る。

8 未通水地域への事業の普及・啓発

主に未通水の畑地帯において、営農意欲のある農業者を中心に啓発を図る。

9 用水施設の維持管理

国営幹線水路20.2km及び県営支線水路102.1km（現在の100.2kmに7年度から高野尾花木の里水路1.9kmが増える。）と付帯施設、安濃川の頭首工及び小水力発電施設の維持管理と用水管理を行うとともに、非常時の漏水対策事業や補修事業を関係市と連携をとり適切に実施する。

10 維持管理施設の長寿命化対策の推進

県営施設の老朽化が進み、漏水事故が増加していることから長寿命化対策の推進を図る。

11 作付情報の共有

近年の政策誘導により、飼料米など多様な作物の作付が行われているため、かんがい期間前に可能な限り作付計画を把握し、適切な配水に努める。

12 節水対策の普及・啓発

近年の渇水傾向を鑑み、地区水利委員制度を推進し節水対策について普及・啓発に努める。

13 用水管理体制の充実

配水計画に基づき安定した用水管理が行われることを目的に、通水地域の水利組織等代表者と通水日程調整会議や地区水利説明会等を開催する。

14 配水計画

（1）令和7年度の配水計画を定める。ただし、かんがい期の始期、終期及び配水量は実態に合わせて変更する場合がある。

（2）用水期間中の利水の調整に関すること。

かんがい期間中、安濃ダムの貯留量が40%を切ることが予測される場合は、その時期や気象予報等を勘案のうえ、50%節水を実施するほか、更に20%を下回るおそれがある場合は補給を停止する。なお、この要否決定は、利水調整規程第10条に基づき用水管理委員会が迅速に専決できるものとする。

15 非常時の体制

災害及び洪水警戒体制時における措置並びに緊急連絡体制について、緊急時対応マニュアルを見直し、南海トラフ地震等の非常事態に備える。

事務局組織

（各課の主業務）

総務課…総代選挙、役員選任、賦課、農地転用等各種手続き、会計経理等に関する業務

企画工務課…国営事業調整、計画調査、広報、小水力発電所等に関する業務

施設管理課…通水調整、施設の維持管理、緊急漏水対応、他事業調整等に関する業務

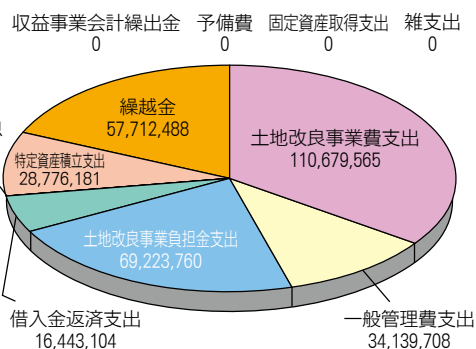
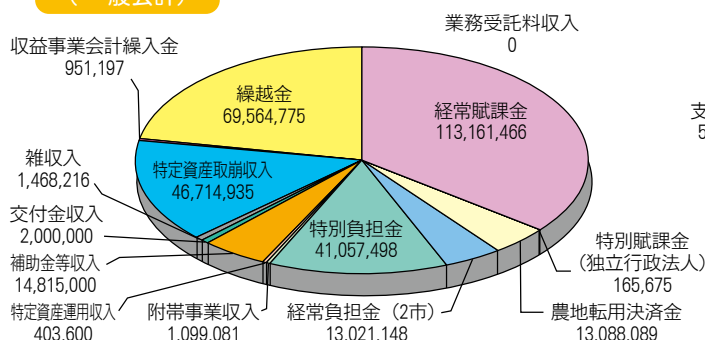
令和 5 年度 収支決算

公益事業会計
(一般会計)

歳入 317,510,680円

歳出 317,510,680円

(単位：円)



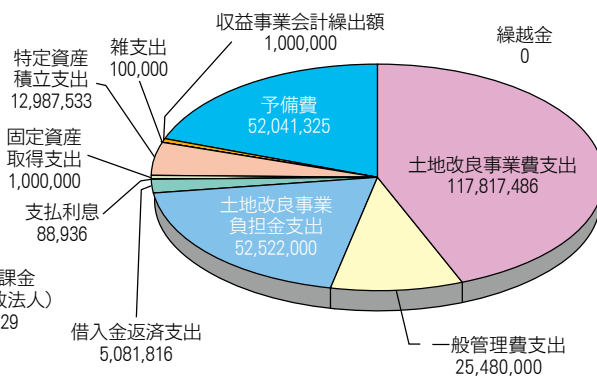
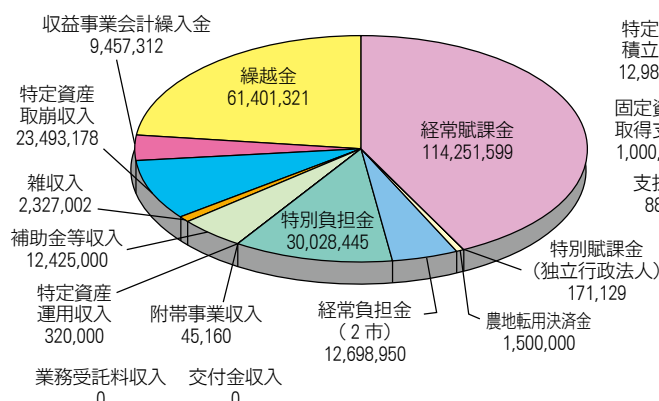
令和 7 年度 収支予算

公益事業会計
(一般会計)

歳入 268,119,096円

歳出 268,119,096円

(単位：円)



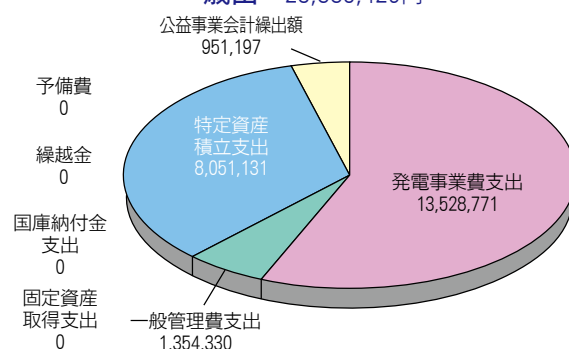
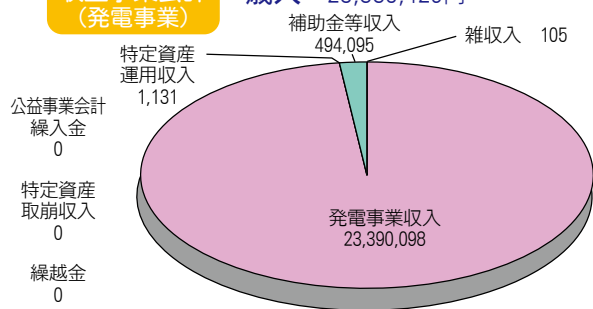
令和 5 年度 発電収支決算

収益事業会計
(発電事業)

歳入 23,885,429円

歳出 23,885,429円

(単位：円)



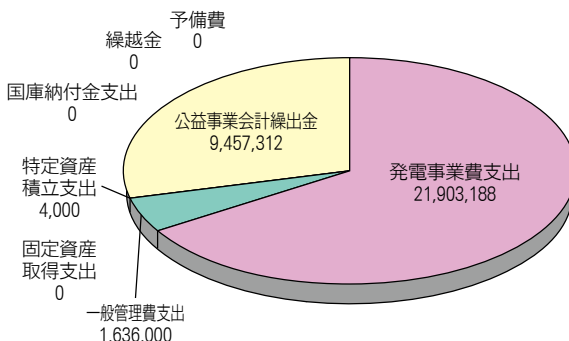
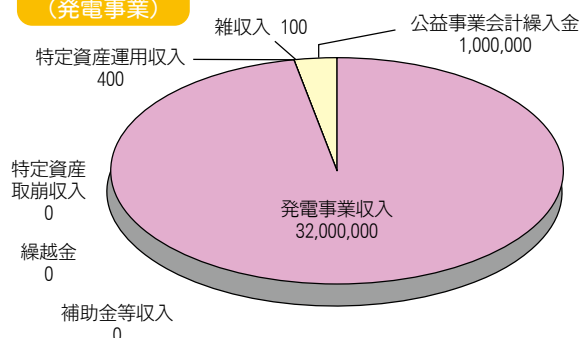
令和 7 年度 発電収支予算

収益事業会計
(発電事業)

歳入 33,000,500円

歳出 33,000,500円

(単位：円)



【事務局からのお知らせ】 令和7年度経常賦課金について

令和7年度 経常賦課金 4,100円/10a (令和7年3月17日 第54回通常総代会可決)

賦課金納付期限及び口座振替日は **令和7年10月15日(水)** です。

《窓口納付》

百五銀行・JA津安芸窓口利用の場合は振込手数料不要です。

ATMやネットバンキングから振込みされる方は、氏名の前に組合員コードを必ず入力してください。

《口座振替》

百五銀行・JA津安芸でご利用いただけます。

振替日前に口座残高の確認をお願いします。

領収書が必要な方には別途発行いたします。

賦課金を口座振替・口座変更したい方もご連絡下さい。

※ 下記、対象地区は地区徴収委託契約を行っております。

津 市…分部地下地区、産品地区、一身田中野地区、一身田西豊野谷地区

一身田東豊野田端地区、芸濃町雲林院地区、芸濃町雲林院南山地区

亀山市…三寺地区

賦課金の期限内納付にご協力ください

賦課金を納付期限内に納付されない組合員に対して、督促状を送付しております。

督促の場合、550円（手数料等）が加算されますので納付期限内での納付をお願いします。

一年以上経過して納付されない場合は、滞納処分の対象となります。

農地転用等による地区除外の決済金について

○ **農地転用決済金額 425円/㎡** (令和7年3月17日 第54回通常総代会可決)

中勢用水土地改良区の地区内農地を宅地・商工業用地等の農地以外に転用する場合、土地改良法第43条第2項（権利義務の承継及び決済）に規定する手続きを必要とします。

○ 地区除外 農振農用地区域では原則的に除外できません。
詳しくは津市農林水産部にご相談下さい。

※ 決済金は、農地が減少し残った土地が過重負担にならないよう今後相当期間の維持管理費分を納めていただくもので土地改良法第43条第2項に基づき、決済金納付が義務づけられています。なお、公共事業用地（道路、学校の敷地等）として買収・寄付する場合も同様です。したがって用地買収の交渉時点で当事者間で決済金の納付について十分に協議してください。

こんな時は必ず届出を
してください

- 組合員が死亡した場合等（相続）
 - 農地の権利移動（売買・賃貸借・交換等）
 - 住所や氏名に変更があった場合
- 土地改良法第44条
(組合員の資格得喪の通知義務)

ご注意ください

- 賦課金の未納がある農地を売買等すると、新しい組合員に未納金の支払い義務が生じます。
- 土地改良法第43条第1項
(権利義務の承継及び決済)

● 法務局や農業委員会の手続きでは土地改良区の名義は変更されません。

中勢用水土地改良区功労者表彰

令和7年3月17日第54回通常総代会にて、令和6年度改選をもって退任された20名の方々に功労者表彰を行いました。長年にわたり中勢用水土地改良区の総代及び役員としてご尽力いただきありがとうございました。

〈受賞者〉

○総 代 【16名】 選挙区順

青木 由一 様	赤塚 庄治 様	治田 文男 様	三行 政功 様
故)岡 義次 様	故)河戸 秀一 様	鈴村 信夫 様	故)田辺 時夫 様
故)駒田 訓 様	駒田 弘行 様	竹尾 信宏 様	平澤亀久生 様
増井 成信 様	大森 吉昭 様	真柄 幸佳 様	前田 正信 様

○役 員 【4名】

鈴木 宗男 様	須田 純正 様	織田 弘 様	紀平 守昭 様
---------	---------	--------	---------



*** 令和6年度任期満了に伴う総代、役員改選が行われました。 ***

新総代紹介

新しい総代が就任されました。

(任期 令和6年8月29日から令和10年8月28日まで)

○総 代 【100名】 選挙区順

(敬省略)

旧津市	牛田 清一	中村 方彦	三谷 種久	高野 照	別所 正章
	太田 弘明	松岡 幸二	小林 則男	谷中 嘉昭	森川 正治
	野田 重實	森 利樹	林 秀和	池村 道明	藤波 正美
	川合 一寛	杉田 利昭	岸田 誠	井ノ口豊和	小林 公幸
	青木喜代次	長谷川義久	太田 陽清	草深 恵介	草深 正浩
	中川 賢史	荒木 豊之	藤井 文郎	後藤 忠久	宮崎 耕一
	川北 博昭	佐脇 重喜	赤塚 秀樹	岩井 栄一	松永 克美
	今井 修	田村 明	古川 喜也	増田 耕治	信田 文宏
	坂野 弘				

亀山市	丸橋 勲								
河芸町	中川 實	岡 義次	河戸 實	長井三喜夫	伊藤 寛司				
	鈴木 正純	秋田 尚	中条 美文	後藤 良典	佐野 裕敏				
	青 吉美	松田 重成							
芸濃町	豊濱 理	嶋田 隆之	林 利明	松本 覚	川口 邦次				
	横山 哲則	牧野 礼吉	古市 長生	村上 友昌	楠井 文一				
	杉谷 育生	片岡 正春	中村 忠和	杉谷 隆志	近澤 昭彦				
	岡本 隆夫	澤下 邦仁	松田 岩男	岡本 勇司					
安濃町	前田 守	岸 正和	倉田 重生	高橋 千秋	真川 雅之				
	長谷川浩司	若林 正美	駒田 清隆	紀平 正則	佐南 幸司				
	安川 春則	齋藤 誠一	野田 隆夫	増井 健二	野田 正美				
	小宮 光博	古市 忠義	別所 吉則	中津 正道	丸山 弘員				
	新家 一郎	野田 喜男	小林 藤人	荒木 敏	神田 昭				
	平松 和直	築原 了							

新役員就任

任期満了による役員改選が行われ投票により36名（理事31名、員外理事2名、監事3名）の新役員が決定いたしました。

（任期 令和6年11月8日から令和10年11月7日まで）

理事長	田村 宗博		
副理事長	小黑 敏克	辻 賀正	
員外理事	前葉 泰幸	櫻井 義之	
代表理事	駒田 勝巳	前田 重憲	

○理事 【31名】 選挙区順

旧津市	田村 宗博	粉川 往章	前川 正次	池田 長義	田中 康章
	稲垣 元康	草深みつよ	辻 賀正	佐脇 正浩	中尾 茂之
	西口 誠彦				
亀山市	肥田 岩男				
河芸町	小黑 敏克	丹羽 正子	別所千万男	清水 英治	
芸濃町	藤本 恵	竹尾 泰	駒田 勝巳	佐藤 恵子	佐野 孝彦
	松村 重久	稲垣 光之			
安濃町	平松 傳一	内田 守	平澤 一浩	横山 重治	中尾 輝夫
	前田 重憲	上村佐和子	伊藤 一夫		

○監事 【3名】

総括監事	横山 和俊		
監事	富増 稔	河戸 和治	

令和7年度用水管理状況

日頃より、組合員の皆様方及び各関係機関の方々には、改良区運営にご理解ご協力頂きありがとうございます。また、令和7年度においても、組合員の皆様に様々なご協力を頂いていること厚くお礼申し上げます。さて、令和7年度の用水管理の状況ですが前年8月26日時点で151.31m（25.3%）まで低下していたダム貯水量が翌27日からの台風10号の影響により、9月初旬には同月のダム管理目標水位、167.50m（78.9%）まで回復するに至りました。10月、11月も適度に雨が降り12月31日時点で171.65m（98.2%）で令和7年を迎えました。年明け以降は春先まで降雨のない日が続きましたが、貯水率90%台を保ちながら、かんがい期を迎えることになりました。

4月以降は雨が少なく、一時は渇水対策が必要になるのではと心配しましたが、5月の連休中から10日頃にかけて、まとまった降雨があり、懸念されていた連休後の補給制限は行わずに梅雨入りを迎えることができました。梅雨時期には多くの地域が中干しに入りダム貯水量は回復してきました。しかし、6月下旬から梅雨が明けたかのような高温日が続き、7月1日時点で急速に水需要が増加しています。平年並みの梅雨明け（7月15日頃）以降でも、ダム容量の約1杯分の補給水量を必要としていますので、ダムの効率的な水利用のため、組合員の皆様には引き続き日頃からの節水にご協力頂き、稔りの秋が迎えられればと思っております。

令和6年度の維持管理施設の整備補修等について

維持管理施設の老朽化に伴い、漏水事故の補修や復旧対応の他、施設の年次点検や、農業水路等長寿命化・防災減災事業等を活用して、適切な維持管理に務めています。また大規模な更新・対策が必要な施設などは県営事業により整備を進めております。



流量計の更新（長谷山支線）



管理道路災害復旧対応（長谷山支線）

〇県営ストックマネジメント事業の実施状況（令和4年度～）

令和6年度の県営水利施設等保全高度化事業・基幹水利施設ストックマネジメント事業では県営水管理施設更新、水管橋の更新、第一頭首工一号幹線水路の布設替工事等を実施しました。



県営水管理施設更新工事



伊勢自動車道横断橋添架水管橋更新工事



1号幹線水路本管布設替え工事

○高野尾花木の里

令和4年度から管水路整備に着手した県営水利施設保全高度化事業（高野尾花木の里地区）も完了に向け、管水路の埋設工事を進めております。



○小学校への出前授業（第6回）

子供たちに農業や農業用水について関心をもってもらうための出前授業を安東小学校、芸濃小学校にご協力頂き、令和7年2月7日に実施しました。「農業」をテーマに三重大学生によるクイズ形式の授業で子供たちも元気いっぱい楽しく学んでいました。



（農業と農村についてクイズ形式で授業）



（農業と農村の大切さについての授業）

○農林水産省OBと草刈り作業

令和6年10月29日に農林水産省OBで組織しているNPO法人「美しい田園21」が、地域貢献活動として当改良区管理施設の草刈り作業を改良区職員とともに行いました。活動は、昨年に引き続き、調整池の本堤、副堤の法面及び管理用道路周辺の除草作業を行うとともに繁茂する竹の処分を行いました。



○令和6年度中勢用水小水力発電所実績

令和6年度の中勢用水小水力発電の運転は年間を通して順調に発電を行うことができ、約115万kwh（計画比123%以上）の発電量を得ることができました。

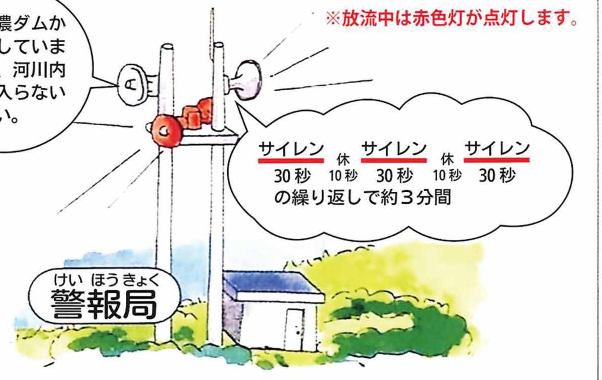


サイレンが鳴ったら安濃川から出てください!!



例：安濃ダムから放流していますので、河川内に立ち入らないで下さい。

※放流中は赤色灯が点灯します。



- ・台風や低気圧などの大雨により、安濃ダムから放流することがあります。
- ・ダムから水を放流する時は、川の水が急に増え、大変危険ですので、**サイレン**または**スピーカー**によりお知らせします。
- ・**サイレン**や**スピーカー**による放送を聞いたら急いで**川から出てください**。



安濃ダム管理事務所 TEL059-265-4133

安濃ダム放流連絡協議会



みなさまへのお願い

安濃ダムは、農業専用の利水ダムでありながら、台風の襲来や前線の通過など急な集中豪雨が予測され、ダムの空き容量を超える流入が見込まれるときは、中勢用水土地改良区をはじめ関係者方々のご理解とご協力により、予め相当の空き容量を確保しておく「**事前放流**」を行うこととしており、場合によっては「晴天時など」の**雨が降る前から放流を開始することもあり、少ない放流でも安濃川の水かさが増します**。

大きな放流する際は晴天時・雨天時関わらず、あらかじめ河川パトロールと警報サイレンにより周知しますが、**降雨が予想されるときや雲行きが怪しいと感じたら、安濃川には立ち入らないよう、みなさまご自身の安全確保のための行動をお願いします。**

三重県津農林水産事務所安濃ダム管理室（安濃ダム管理事務所）

■中勢用水土地改良区ホームページ <https://www.ztv.ne.jp/web/cyuusei/>

■スマートフォン用QRコード

